

白井市「市長への手紙」公開基準

（目的）

第 1 条 この基準は、市民と情報を共有し、市民協働のまちづくりの推進及び開かれた市政を実現するため、白井市（以下「市」という。）に寄せられた「市長への手紙」とそれに対する回答（以下「市長への手紙等」という。）の公開について必要な事項を定める。

（公開の対象）

第 2 条 公開の対象とする市長への手紙等は、差出人が「返信希望があり」として差出人へ市が回答（問い合わせとして扱ったものを除く。）を行ったものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- （1）個人や団体への誹謗中傷、営業、宗教、政治活動に関する内容
- （2）市政に直接関係のない御意見
- （3）手紙の内容から個人が特定され、又は類推・推定されるもの
- （4）公開することにより、業務に重大な支障が生じると判断されるものや市民に混乱を生じさせるもの
- （5）既に公開されているものと概ね同一の内容または類似しているもの
- （6）その他、公開に適さないと判断したもの

（公開の内容）

第 3 条 市長への手紙等の公開にあたっては、個人情報の保護や分かりやすさに配慮して、寄せられた内容の概要を掲載するものとし、市の回答については、原則、個人情報等を除き、原文を掲載するものとする。ただし、氏名、住所等個人が識別される部分などについては公開しない。

（公開の方法）

第 4 条 市長への手紙等の公開は、市ホームページ及び情報公開コーナーにより行う。

（公開の時期）

第 5 条 公開の時期については、当該月に受付したものの全ての処理（回答等）が完了した時点で整理し、翌月末までに市ホームページ及び情報公開コーナーで公開を行うものとする。

（公開の開始及び期間）

第 6 条 市長への手紙等の公開は、平成 31 年 4 月 1 日以後、受付分からとする。公開の期間は、市ホームページ及び情報公開コーナーともに市長への手紙等の文書保存期間（ファイル基準表）と同じく 5 年間とする。